

官民競争入札等監理委員会
第233回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第233回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和元年6月27日（木）15:27～16:12

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 評価（案）について
 - 厚生労働省／中央合同庁舎第5号館の管理・運營業務
3. 実施要項（案）について
 - 農林水産省／内水面漁業生産統計調査
 - 農林水産省／木材流通統計調査のうち木材価格統計調査
 - 農林水産省／農業物価統計調査
4. 第15回公共サービス改革小委員会の審議結果報告について
5. 「公共サービス改革基本方針（案）」について
6. 閉 会

○稲生委員長 定刻となりましたので、第233回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、評価（案）から5の「公共サービス改革基本方針（案）」までご審議をお願いしたいと思っております。

それでは、議事次第2の評価（案）について、ご審議をいただきたいと思っております。評価（案）については、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、総務省が評価（案）を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、厚生労働省／中央合同庁舎第5号館の管理・運營業務」について、事務局より説明をお願いいたします。

○小原参事官 総務省の評価（案）を説明いたします。

第5号館は、敷地面積3万7,750平方メートル、延床面積10万1,301平方メートル、その電気・機械設備等の運転・監視及び点検保守管理業務、警備保安業務、来庁者受付管理サービス提供業務、清掃等業務、植栽管理業務、総括管理業務を実施しております。同事業は平成22年から別表に記載され、今回の評価対象は市場化テスト第3期の3年間です。

市場化テスト第1期では、市場化テスト導入に当たり、それまでの5業務を統合して実施したところ、1者応札となり、継続となりました。

事業者にとって調達スケジュールが短期であり共同事業体の結成が困難であった点や、業務分野が包括化により広がったため、満たすべき競争参加資格要件のすべてを満たすことができなかったという分析から、第2期では、公告期間を延ばし、競争参加資格を緩和したところ2者応札となりました。事業の質も確保され、業務拡充に伴う増加経費を控除して1.2%の経費の削減効果があったことから、新プロセスに移行しました。

新プロセスでの市場化テスト第3期についても2者応札となっています。事業の質も、品質の維持、安全性の確保、環境への配慮、快適性の確保及び各業務について適切に履行され、確保されています。実施経費についても、業務拡充に伴う増加経費を控除して0.29%の経費の削減効果がありました。

したがって、指針Ⅱの1（1）の基準を満たしていることから、市場化テストを終了することが適当であると評価しました。

本件は、新プロセスから市場化テストを卒業する案件となります。

以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

先ほどご説明ございましたけれども、新プロセスに一旦行っておったものですが、我々もいろいろ方法を変えてきまして、新プロセスからそのまま放っておくわけではなくて、必要に応じて、もし悪化しているのであればこの場でまた議論をし、また、今お話がありましたけれども、卒業ということで考えていけるものがあれば、新プロセスのまま置

くというよりはきちんと終了させるという形に運用を変えたところでございます。それに従った初めての案件、こんな理解をしていただければと思います。

よろしければご発言、ご審議をお願いしたいと思います。

○井熊委員長代理 基本的に終了でよろしいかと思うんですけども、応札者のところで、1者が価格超過していて、落札率が非常に高くなっているということで、この辺の入札の経緯みたいなものを少しご説明いただければと思います。

○小原参事官 今期2者応札でございまして、予定価格を超過している1者がございますが、こちらは大体1割オーバーしているということでございます。それから落札率も非常に高くなっておるわけでございますけれども、これ、実は1回目は不落となりまして、2回目の再度入札で業者が決まったという経緯がございました。

以上でございます。

○稲生委員長 よろしいでしょうか。

○井熊委員長代理 はい。

○稲生委員長 ほかにいかがでございませうか。

○関野委員 経費のところ、節減効果があったと言う説明ですけど、6ページ、7ページのところに、増加分があったけど、それを差し引けば経費節減効果があったという説明ですけど、その中の7ページの表を見ていると、その他の設備機器の維持・管理の増加で790万ふえているということですが、これは場所がふえたとか機器がふえたとか、そういうご説明でしょうか。

○事務局 事務局よりお答えいたします。

こちらのその他の設備につきましては、ご質問のとおり、電気設備等が増加したと聞いております。

○関野委員 建物自体は変わっていないんですね。

○事務局 建物自体の対象範囲につきまして変更はございません。

○関野委員 その下のボイラーとか自家発電というのも後からつけ足したので、その設備保守がありましたということですか。

○事務局 そうですね。追加の業務があったということで、こちらに書いてある業務がふえたということでございます。

○関野委員 ありがとうございます。

○稲生委員長 ほかにいかがでございませうでしょうか。

わずかではございますが、条件を合わせてみれば、若干でも一応効果があったという説明だと思えます。よろしゅうございませうか。

それでは、評価（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたしたいと存じます。

それでは、議事次第3に入りたいと思います。実施要項（案）については、3件のご審議をいただいたところでございます。実施要項（案）については、事業主体からの説明に

基づきまして、入札監理小委員会で3件の審議を行っていただきました。

それでは、小委員会Cの3件でございますが、いずれも農林水産省でございます。内水面漁業生産統計調査、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査、それから、農作物価統計調査につきまして、主査の尾花委員より説明を3件まとめてお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○尾花委員 ご説明申し上げます。

3件とも実施府省は農林水産省、対象は統計調査でございます。

もう一つの特徴は、これら3事業はこれまで新プロセスで運用されておりました。新プロセスというのは、良好な調達結果が得られたものについて、簡易な監理委員会の関与で手続きが進んでいくもので、基本的に同じ実施要項を承継する場合には新たに監理委員会の議を経る必要がないとされているものです。

このたびこの3統計調査の事業については、実施要項に一定の変化があったということで、改めて小委員会で審議をし、この委員会でお諮りしようとするものでございます。

この調査につきましては、三輪先生という統計の先生に、調査対象や項目の増加が大きな競争制限要素になるのかどうかということと一緒に検討していただいております。

3つまとめてなんです、小委員会では、まず、実施要項が新プロセスではなく新たに監理委員会の議を経るほど変更となったかを確認し、さらに実施府省に対しては、これまでは良好な調達がされていたことを確認し、それではこの変更によって新たに競争制限的になるのかどうかというところで審議をさせていただいた次第です。

3つの案件は非常に似ていますので、細かく調査の内容を申し上げても委員の先生のご意見を得るのは難しいかと思われましたので、まず、代表例として2-1の内水面漁業生産統計調査についてご説明させていただきたいと思っております。

資料2-1をご覧ください。内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面漁業振興対策等の水産行政の資料を得ることを目的とした統計調査が行われています。

このたび何の変更があったかについてご説明したいと思うのですが、資料の最終ページから2番目のポンチ絵をごらんください。

調査対象ということで、上半分の丸囲いがあるんですが、ここでは■の2個目のにしきごいを養殖するすべての経営体と記載があります。にしきごいが調査対象にふえ、それに伴ってにしきごいを養殖する経営体が調査対象にふえたことが1つ大きな変更になります。

さらに、ここには書いてございませんが、調査対象に謝礼を支給していたんですが、その支給をやめた。この2つの大きな特徴がございました。

三輪先生には、調査項目、調査対象の変更自体が大きく業務の質を変えるものかどうかという点を詳しく質問していただき、それについては、まあ、大丈夫でしょうというような、特段の異論をいただくことはございませんでした。

したがって、小委員会としては、従前実施要項で良好な業務の調達ができており、このたびの変更においても、調査業務上大きな変更はないことを確認することができまし

た。

個別に、さらに実施要項を検討させていただいた結果ですが、資料2-1をごらんください。

例えば、論点1のところ、調査票の回収率は100%を達成することというのが、内水面漁業生産統計調査でも木材価格統計調査でも農業物価格統計調査でもあったのですが、100%を義務づけることは業者にとって非常に過度な要求をするのではないかとということの問題となったのですが、一応免責事項を具体化するということで対応していただきました。本来、そのおつもりだったのだと思うんですが、明確でなかったことから、明確にしたというものです。論点1の対応1のところ、天災地変、調査対象の廃業、調査対象の調査拒否等によって調査が行えない調査があった場合は、もちろん100%回収でなくてもいいですという明確化をさせていただきました。

また、共通する論点2ですが、これは総合評価落札方式で、農林水産省の要望に迅速・柔軟に対応できる体制という抽象的な要求事項があったところ、その体制については大体「3名程度」という目安を記載することで評価の明確化を図っていただきました。

論点3として、評価項目一覧表に「農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか」ということがいろいろな項目に複数入っていたので、複数入ることは既存業者にとって対応の体制ができていれば何重にも加点項目になるのではないかとということで質問をしましたところ、各作業段階においてチェックを行うために連絡体制を整備させることと、それぞれに求められる具体的な要件を追記していただきました。これが主要な変更でございます。

特に2-1の内水面漁業生産統計調査では、謝礼を払わなくなることが業務の執行にどんな影響を与えるのかを質問しましたところ、これについては実施府省のほうで委託事業者を確認したところ、謝金を廃止してもそんなに回収率が大きく落ち込むことはないのではないかという回答を得て、小委員会としても問題ないものと考えました。

以上が審議の結果でございます、いずれも今良好な調達が行われおり、一定の実施要項の変更はあったけれども、その変更によって競争制限的になるのものでもなく、調達もうまくいくであろうという審議の結果となった次第でございます。

皆様、審議のほど、よろしく願いいたします。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

○古尾谷委員 前提としてお聞きしたいんですけども、2-1の(2)のところを選定の経緯として、農林水産統計の人員の大幅縮小に対応するためという記述があつて以下が書いてあるんですけども、前提になっているのは、従来農水省職員または農水省が委託した非常勤の職員と国勢調査等と同様にやっていたものを、公共サービス改革基本方針に基づいて、全体を、調査自体を民間に競争入札的な形でやったということですね？ 前提

がわからないのでお聞きします。

○事務局 今のお話ですけれども、従来、内水面漁業生産統計調査につきましては、職員調査ということでやっておりました。総人件費改革に基づきまして、農水省の職員が半減する程度の急激な人員の配置を行った関係がありまして、そのため、こちらの市場化テストに入れたことが経緯になっております。

今回対象になっておりますのは、資料B-1をご覧くださいだけだと思いますけれども、最後のポンチ絵になります。こちらの赤枠で書かれているところが、今回市場化テストの対象になっております。それ以外の部分につきましては農林水産省のほうで名簿から作成とかを行っているものになります。従いまして、調査の印刷とか調査の配布、回収、集計、それから疑義照会まで外部委託をさせていただいた形になっております。

○稲生委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見はいかがでしょうか。

○古尾谷委員 内容はわかりました。地方農政局の、従来農業センサスとかさまざまやっていたところが、最近組織改正等で課が3つあったものが1つになったり、人員も大幅に減っております。私ども身近に聞いております。

内水面で言えば、内水面漁業委員会が各県に設置されています。基本的には漁業の範囲とか手法とか技術的な水産業に携わっている方も入っています。たまたま昨年来、統計調査の信頼性ということがかなり言われている中で、統計調査に携わる人員の大幅縮減に対しては、実際にかかわる方たちから心配の声も上がっているのではないかと思います。そういう面で、最後のポンチ絵のところ、全体的な調査の技術的なものは当然委託の中で競争的にやっていただいて、ただ、それを管理する農水省の地方の機関等がしっかりと方針を決めて地元の漁業団体、あるいは自治体と内容について、それから、この集めた結果は農水省としてそれなりに公表するなり評価をしていくはずですので、そういうことについては、地元の水産業振興に役立つ調査だと思いますので、正直を言えば、一定人数は確保していただきたいというのが基本でございます。漁業者は相談する相手がなくなってしまうんですね。その点だけは若干危惧もありますので、単純に人員が減ったその代替えとして、安い金額でやれたということの問題ではなくて、調査の質が低下しない措置をぜひよろしくお願いしたいと思います。

○稲生委員長 ありがとうございます。今のご意見、大変重要なことだと思いますので、事務局からこういうご意見を賜ったということで、農水省にフィードバックをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 承知しました。

○稲生委員長 ほかにいかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)については、監理委員会として依存はないという形にしたいと思います。

続きまして、議事次第4の第15回公共サービス改革小委員会の審議結果報告につつま

して、事務局より説明をお願いいたします。

○小原参事官 4月26日に開催された公共サービス改革小委員会の結果とそれまでの経緯を報告します。

経済産業省基盤情報システムの運用管理業務は、最初、平成23年の別表に記載されました。その後、経済産業省の調達方法が再編成されることとされたため、民間競争入札の実施に関し検討が続けられてきました。その結果、平成30年の別表において、経済産業省基盤情報システムの平成34年2月の更改に合わせて、運用管理業務の民間競争入札を実施することとされました。

本年度4月の公共サービス改革小委では、市場化テストの対象とする運用管理業務の範囲を検討しました。まず、経済産業省の説明を紹介します。

競争参加候補者5者へのヒアリング内容をもとに、作業の難易度とリスクの大きさから、低リスクの定型業務、高リスクの定型業務、非定型業務の3つに類型化されました。このうち、実現性が高いと思われた低リスクの定型業務について資料提供招請として情報提供を求め、2者から意見が提出されました。これらを踏まえて、今後、提案事業者に対するヒアリングを実施して、運用管理業務の内容の詳細について検討してまいりたいとされました。

次に、改革小委の主な議論です。基盤情報システム全体から切り出す運用管理業務の範囲はどのくらいを占めるのかという質問に対して、現状は未定であり、今後さらなる詳細な分析と要件定義等を行うことになる。競争性を保てる範囲でなるべく絶対的な金額の規模が大きくなって、全体の効率化が図られることを考えていると回答がございました。

次期基盤情報システムに係る調達は、資本関係のない中立的な第三者の意見、または潜在的な多くの落札者の意見による評価を受けるべきという意見に対して、政府調達の手続で意見招請を行い、意見を公に求めること、そして、これから決定・調達する仕様書作成支援業者にも昨年度の市場調査・コンセプト作成の調査報告書等は確認を受けて、おかしなものがあれば修正等を経済産業省と一緒に検討すると回答がありました。

運用管理業務の調達は1本を想定しているのか、今後の提案事業者に対するヒアリングは運用管理業務の範囲に関して幅広い聞き方をするのかという質問に対し、1者と思っていたが2者以上がよりよいという話があれば否定はしない。運用管理業務について2者から提出されている意見も踏まえて、例えばどういったリスクが考えられるのか、どういった要件を入れればいいのかというようなこともヒアリングを行っていくことを想定していると回答がありました。

今後の経済産業省の対応です。支援事業者を使って基盤情報システムの仕様書案を作成していきます。それが固まるタイミングに合わせながら運用管理業務の業務内容や責任も明確化して、競争性と全体の効率化を考慮した業務の範囲を監理委員会と連携して検討を進め、今年度の冬ころに示していくことになります。

今年の別表については、入札等の実施予定時期として、令和元年度中をめどに運用管理

業務の範囲を明確化し、令和3年6月をめどに入札公告、同年中に落札者を決定すること。契約期間として、令和4年2月から令和8年1月までの4年間とすることを新たに記載したいと存じます。

また、今年度後半を目途に行われる次期基盤情報システムの調達に係る意見招請の前に運用管理業務の具体的な範囲について経済産業省に対して小委でヒアリングを実施することとしました。

以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと存じます。

なかなか資料だけで全貌を把握するのは難しいところかなと思いますけれども、要は、経産省としては、タイトルのとおりですけれども、基盤情報システムということもありまして、情報漏洩とか、あるいは彼らにとっての業務の効率化とか、あるいはスムーズにいろいろな調整に基盤システムを活用できるかとか、専らリスク面を大変気にしておられて、そうすると、言い方はあれですけれども、安易な競争の導入というか、競争を導入した公共サービス改革のこの枠組みに全体を乗っけることに関しては、かなり強い抵抗感、違和感を彼らは感じているわけです。それで、この小委員会で議論をする中で、低リスクの定型業務、先ほど事務局からお話がありましたけれども、この部分については期間業務と言っても、ある意味では周辺業務、あるいは周辺のシステム部分になりますので、これは切り出して、競争原理のもとにできるだけ多くの業者の参画を得ていいのではないかと、こんな議論を我々からさせていただいたところでございます。

そういうことで、委員からいろいろな意見、細かい各論的な意見もいただいたということでございまして、なかなか難しいところです。したがって、低リスクの定型業務の部分が一体どこになるのかという範囲についてはヒアリングを再度行わせていただいて、内容を確認していくということでございますので、ぜひ皆様の専門的な知見をいただきながら進めさせていただきたいと感じている次第でございまして。

枠組みの話なのでなかなかわかりにくいと思いますけれども、もし補足があれば、井熊委員長代理、どうでしょうか。そのときにいろいろ意見を言っていただいてもよろしいでしょうか。今みたいな理解でよろしいでしょうか。

○井熊委員長代理 はい、結構です。

○稲生委員長 それを踏まえて、もし何かほかに注意点みたいなものが皆さまからいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。こういった大きな方針で進めさせていただくということでもし賛同いただければということでもありますけれども、いかがでしょうか。

○小原参事官 我々としては年内を予定しておりまして、12月くらいかなと思っております。

○稲生委員長 そうすると、ある意味では彼らの予算要求を行ってということになるわけ

ですかね。

○小原参事官 まず、12月といいますのは、先ほども申し上げましたけど、システムの本体の仕様書の検討がありますので、それを彼らが一般に始めてしまいますとなかなか方向修正も効かないものですから、その前にヒアリングをして監理委員会として関与していきたいということでございます。

○稲生委員長 わかりました。では、その点については、事務局には抜かりなくいろいろ折を見て向こうと調整に入っていて、できるだけ我々の議論も踏まえて反映いただけるような、こういうタイミングを適切に探っていただければと思います。

○古尾谷委員 よろしいですか。

○稲生委員長 はい、お願いします。

○古尾谷委員 おっしゃるとおりで全体がよくわからないので申しわけないんですけど、省がやるシステムの運用管理業務というのは、これまでのロットは全体でどのくらいの金額なんですか。

○稲生委員長 かなりの金額です。

○事務局 概ね4年間で200億。年間当たり50億円と聞いております。

○稲生委員長 ですから、トータル200億として、その中でどれだけ切り出して、つまり彼らが言う低リスクで定型業務なのかと。これによってそれが数十億になるのか1億なのか3,000万なのかということになるかと思ひまして、前のヒアリングのときには、かなり小さい部分という印象を私自身は持っておりまして、だから、その切り出し方がどうなっているのかをきちんと見ていかないといけないかなと思っているんです。もちろん向こうの考え方は尊重させていただきますけれども。

○稲葉委員 聞いたばかりで、しかも中身がなかなかイメージがしづらいので、コメントもしづらいんですけど、委員長が今ご示唆になった業務の中でリスクの高低によって区分けして、効率的に入札にかけることが考えられないかみたいなことが基本のお考えだと理解したんですけど、私の感じは、ルーティーン的な作業がいろいろあるんですけど、それ自体リスクがあるかないかということを吟味してもなかなか答えが出てこないんじゃないかという気がしまして、むしろそういう定型的な業務を扱う分野と、それらを扱いながらも全システムの、例えば情報セキュリティーをどう管理したらいいのか、その辺のシステム設計なり、あるいはセキュリティーを管理するための高度なお仕事の部分と、さっき申し上げたような、日常的なルーティーン的なデータ収集とかストアとかそういう部分のお仕事と、そういうふうに2つに分けるといふ趣旨だとすると、私はそれはそれでいいことだなと思うんですけど、実際どういうふうに議論なされているのかというのがちょっと気になって。

○稲生委員長 その点は、すみませんが、私も専門家ではありませんで、事務局のほうで、もし私の理解がずれているのであれば修正いただければと思いますけれども、その点どうでしょうか。切り分けるというときの基準。私も、さっき事務局さんがおっしゃった、低

リスクの定型業務というところ辺りが1つの条件になって切り出すという理解をしておったんですが、もしかしたら稲葉委員がおっしゃるような、もう少し別の切り口、逆にそういう攻め方をこちらがすると、また違った議論になるのかなという気もいたしまして、まず私の理解が正しいかどうかということと、それから、別の議論が成り立ち得るのかという点について、2点、質問したいんですけども、いかがでしょうか。

○小原参事官 委員長の意見で間違っていないと思っております。まだ経産省のこの分類、低リスクの定型業務というので決まったわけではございませんし、仮にこの考えでいくにしても、具体的に何が低リスクの定型業務なのかという判断もまだこれからでございますので、今、稲葉委員がおっしゃっていただきましたように、個々の業務の判断をしていくときに、セキュリティーはどうなのかという細かい話が入ってこようかと思えます。

それから、大きな話として、セキュリティーに関する運用・支援という項目も中には入ってございますので、その中でも何が低リスクなのか、定型なのかという判断もまたあると思えますので、まさにこれから秋、冬の議論で固まっていく内容だと思っております。

○稲生委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。私の理解不足もあったかもしれないので、ご容赦いただきたいと思えます。

はい、どうぞお願いします。

○関野委員 私のうろ覚えなもので申しわけないんですけども、たしかこれはアドバイザーがいて、経済産業省がアドバイザーにどうやって契約を分けられますかといういろいろなパターンを考えてもらい、その結果、低リスクの運用管理のものなら分けられるのではないかと考えたということだと思えます。

もう一つ、システムの場合は、システムをつくるほうと、いわゆる運用管理だけ、デイリーの仕事を請け負う業者がいるのではないかとということでこういう扱いになっていると私は理解したんですけど、間違っていますか。

○稲生委員長 補足いただきましてありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、まだこれは続きということでございますけれども、経済産業省のヒアリングの件につきましては、事務局において慎重に検討いただきたいんですが、継続して状況を確認いただきたいとお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

続きまして、議事次第5の「公共サービス改革方針（案）」についてご審議いただきたいと思えます。

本件は、去る4月の監理委員会でご議論いただきました内容を踏まえて、総務大臣が当委員会に付議したものでございます。

それでは、事務局より内容の説明をお願いいたします。

○足達参事官 それでは、資料6をごらんください。「公共サービス改革基本方針（案）」と記載されている資料でございます。

基本方針（案）は、4月の本監理委員会でもご審議いただいたところでございますが、

大きく本文と別表から構成されております。10ページまでが本文でございます、11ページ以降に民間競争入札を行う事業が列記されております。

本文につきましては、4月の監理委員会以降に変更した点はございません。加えて、前回もお話しさせていただきましたが、本文その旨につきましては、昨年度の基本方針から内容の変更はしてございません。

別表部分につきましては、4月以降各省と調整した結果、一部記載の充実が行われておりますので、まずその内容についてご説明いたします。

18ページをお開きください。18ページは法務省の事業でございますが、左下に刑事施設関連業務という枠がございます、その中の下から5行目あたりから「令和元年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置」と表題がついてございます。若干読み上げさせていただきますと、職業訓練業務や教育業務等について、少し中略いたしますが、喜連川社会復帰促進センター、これは栃木にございます。あと、播磨社会復帰促進センター、これは兵庫でございますが、これを対象として、令和2年度の民間競争入札の実施について検討するという記載になってございます。

この部分は、4月の段階では、今申し上げました2つの施設名及び令和2年度という民間競争入札の実施について開始する時期が具体的に記載されておりましたが、これが法務省との調整の結果、より具体的になりましたので記載を追加させていただいております。

なお、4月の段階で、新たに今年度、これからこの基本方針においては12の事業を追加するとご説明いたしました。若干時間がございますのでざっと見ていきたいと存じます。

同じく資料の11ページでございます。これは内閣法制局でございますが、内閣法制局のLANシステム一式というものについて、新たに民間競争入札を実施することとしてございます。

次に、19ページは外務省の欄でございますが、外務省が主務大臣となつてございます左下真ん中、国際協力機構JICAの情報通信網の更改について、これも民間競争入札を行うこととしてございます。

次に、22ページは、これは文部科学省の欄でございますが、左のケに国立研究開発法人の理研でございますが、理研のマルウェア対策機器の運用業務を行うこととしてございます。

次に、24ページ、左上、ソでございますが、これも同じく理研でございますが、理研の実験動物、マウスの飼育について民間競争入札を行うこととしております。

次に、26ページは厚生労働省関係でございます。たくさん行がございます、左ページのケ、刑務所出所者等の就労支援事業、文字どおりの事業でございますが、これにつきまして。その下のコ、女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業。右に来ましてサ、若年技能者人材育成のための地域における技能振興等に係る周知広報業務。その下のシ、各種技能競技大会等に係る周知広報業務を行うこととしてございます。

28ページ、左側のウでございます。これも厚生労働省の続きでございますが、独立行政法人の地域医療機能推進機構うつのみや病院等における患者給食業務、これは病院の給食を提供する業務。その下のエ、これもまた機関が変わりまして、国立研究開発法人の国立成育医療研究センターのビルメンテナンス総合管理業務。ビルメンテナンスと書いてございますが、これは病院そのものでございまして、病院の管理を行う業務でございます。

最後になります、最後は36ページでございます。36ページ右側のウでございます。これは国土交通省関連の独立行政法人でございますが、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、昔の鉄建でございますが、その業務、技術支援委託でございます。

その下のエは独立行政法人の水資源機構の用地補償の支援業務の民間競争入札を新たに行います。

という形で、今回12の事業につきまして各省と調整いたしたところでございます。

なお、今後の予定でございますが、本監理委員会でご審議を賜った後、7月上旬をめどに本案の閣議決定を行ってまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

選挙の前に閣議にかかるという理解でよろしいですね。

○足達参事官 選挙期間中を予定しておりますが、いずれにいたしましても7月上旬を考えてございます。

○稲生委員長 わかりました。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第7条第6項の規定によりまして付議されました「公共サービス改革基本方針（案）」については、監理委員会として異存なしといたします。

なお、本基本方針は、先ほどお話ありましたとおり、来る7月上旬に閣議決定される予定となっております。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

これで、本日の監理委員会を終了したいと存じます。ありがとうございました。

— 了 —